

日本に1つだけの島 沖島



午前 びわ湖の離島『沖島』



沖島とは、日本で唯一
淡水湖に浮かぶ有人島です。
島は静かで、穏やか。
どこか昔懐かしい風景が
広がっています。



「びわ湖に浮かぶ猫の島」
都会とは違って
人懐こい猫たちに出会えます。



島で取れた旬の魚や野菜を使った
お弁当をご用意しました！
ブラックバスを使用した
コロッケも是非お試しあれ！
※コロッケは別途 300円

午後 近江八幡 フォトミッションラリー



近江八幡は「るろうに剣心」や「あさが来た」のロケ地で有名。
歴史と文化が根づく近江八幡の魅力を発信してください。



フォトミッションラリーとは？

当日、スタッフから「～の写真を撮れ」と
近江八幡ゆかりのものの写真を撮るミッションが
出されます。撮った写真はInstagramなどで
#ハッシュタグをつけて近江八幡の魅力を
発信してください！

こんなサービスも！

当日お客様がツアーを楽しんでいる様子を
スタッフが写真に撮ってプレゼント！
ダウンロード方法は弊社 Facebook の
投稿に いいね を押してダウンロード！

午前

※移動手段
赤 貸し切りバス
青 貸し切り船
緑 徒歩

8:00 JR大阪駅
↓
9:00 JR京都駅
↓
10:30 堀切港
↓
10:40 沖島港
↓
沖島：自由散策
昼食：沖島めし（お弁当）
↓
14:30 沖島港
↓
14:40 堀切港
↓

午後

選べる2パターン！
(A):ラ・コリーナ下車後、
自由に近江八幡散策
(B):旧八幡郵便局下車後、
班別でフォトミッションラリー

15:00 遠久邑(おくむら)で近江八幡名物
『赤こんにゃく』プレゼント
↓
15:20 ラ・コリーナ
(希望者は下車できます)
↓
15:40 旧八幡郵便局(下車)
↓
八幡堀、新町通り、白雲館など
自由に散策
↓
17:00 旧八幡郵便局
↓
18:30頃 JR京都駅
↓
19:30頃 JR大阪駅

ご旅行代金(お一人様) 3月27日(日)発

¥7,400 税込

私たちが皆様に 「最高のおもてなし」をします！



企画した大学生の皆さま

このツアーは関西の大学生が、ツーリズムビジネス研修の中で
「学生オリジナル旅行プラン(イベント)を企画・ツーリズムビジネスを成功させよ！」
をテーマに滋賀/近江八幡市にて企画されたツアーです。



- 旅行期間 平成28年3月27日(日)
- ご旅行代金 おひとり様 7,400円
- 募集人員 50名(最少催行人員30名)
- 添乗員 同行します
- 食事条件 朝食0回、昼食1回、夕食0回
- 申込締切日 平成28年3月18日(金)
(但し、定員になり次第締め切らせて頂きます)

ご旅行条件書(国内旅行)

※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡いたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

- お申し込み**
①特定の申込書に必要事項を記入の上、FAXまたはメールにてお送りいただけた上で、当社は旅行契約の申込みを受け付けます。予約の申込時点で申込は成立してはおりません。当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以上申込金または旅行代金全額を所定の口座へお振込みいただきます。
(申込書お申込みの2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。)
(2)申込金は「旅行代金」(取消料)のそれぞれ一部または全部として取扱いします。
- (3) a. 旅行開始日より75歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でそれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために選んだ特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
(4) お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
(5) 本旅行は近畿日本ツーリズム株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。予約は、当社の承諾と上記申込金の受領をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日となります。
(6) 適宜契約により旅行契約の締結を希望されるお客様と旅行条件。
- ① 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提供会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の本人名義で旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受け、以下「適宜契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファックスその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提供会社が無名取付特約を含む加盟店契約がない等、または事務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ② 適宜契約のお申し込みは、会員は申込みしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 適宜契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
④ 適宜契約でのカード利用日は、会員および当社が企画旅行契約に、基づく旅行代金等の支払または支払債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約成立日の前日となります。
- 旅行代金・追加旅行代金**
申込金・取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金は、追加代金を含めた代金を言います。追加代金は、①1～3人部屋追加代金、②宿泊による宿泊代金などを含みます。
- 旅行代金に含まれるもの**
①交通費、②日程表に記載された間の貸切バス・貸切船
③食事、④昼食1回
⑤観光代金/日程表に記載された観光時の入場料など
⑥添乗員代金/全行程同乗
※上記代金は各乗客の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの**
上記以外に旅行代金に含まれません。参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
①集合前と解散後の費用
②行程中の準人的雑費
③食事におけるご飲物代
- 確定日曜祝**
確定した航空機の名や宿泊ホテル名などが記載された確定日曜日表は、ご出発の前日までに交付いたします。ただし、出発日より前にお申込の場合は旅行開始日より前までに交付いたします。なお、交付日より前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約の取消・代金の変更
(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画にない運行サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴って旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超過して利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算して5日(金)の15日目にあたりより前にお知らせします。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	当日の旅行開始日	旅行開始後無断不参加		
取消日	10~8日前に出発日	7~2日前に出発日	前日	100%	
取消料率	20%	30%	40%	50%	100%

- ① お客様の責任となりローン等の事由による取消料の場合も表記取消料をいただきます。取消料の対象となる旅行代金は表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項①-⑧に定める事項を言います。
① 旅行代金が増額された場合。
② 当社が確定日曜表を記載のままで交付しなかった場合。
③ 当社の責任で乗りかえ事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。
■旅行代金の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)
① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日より起算して5日(金)の15日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨をお客様に連絡します。
② 旅行代金を前日にお支払いいただけないとき
③ 申込条件の不適合
④ 病氣、団体行動への支障その他により円滑な旅行が不可能なとき。
- 当社の責任**
当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お客様に損害する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由による損害を被ったとき。
- 特別補償**
当社お客様が旅行参加中に、急患かつ偶然な外來の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特別保証機関より、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数(より2万円)×20万円、通院見舞金として通院日数(より1万円)×5万円、携行品にかかる特別補償金(15万円を限度)(ただし、一顧客または一社にわたっての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われなくなった日については、当該旅行参加者が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、当旅行にお客様といたしません。
- お客様の責任**
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社が提供される情報を活用し、旅行書面に記載された旅行客の権利・義務その他企画旅行契約の内容及び理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日に出発前に当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

- お客様の交通**
お客様は当社が承認した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより代替することができます。
- 乗車等のお申し出について**
旅行中に、事故などが発生した場合は、直ちに最終目標までお知らせする連絡先にご連絡ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。
- 健康保証**
旅行日程に下記に掲げられた変更が行われた場合は、旅行契約(企画旅行契約)の範囲によりその変更の内容及び対応して旅行代金に下記に定める準乗した契約の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、また、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約につきの健康補償金の額が1,000円未満の場合

変更補償金の支払いが必要となる変更	1人あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の行程の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は旅程のより親身料金のものへの変更(変更前後の等級及び旅程の適合を必ず受託者責任に確認し等級及び旅程の適合を必ず確認してください)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の等級又は旅程の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した未案内の旅行開始時刻の変更又は旅行開始時刻の変更(変更前後の等級及び旅程の適合を必ず確認してください)	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本席と本席との間における旅行後の乗換又は送迎の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した運送機関の等級又は旅程の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した運送機関の変更(変更前後の等級及び旅程の適合を必ず確認してください)	1.0	2.0
9. 前号に掲げられた変更のうち契約書のツアータイトル中に記載された事項の変更	2.5	5.0

- 個人情報取扱について**
(1) 近畿日本ツーリスト(以下「当社」)および「販売店」(「委託旅行業者」)は、お客様との間で旅行契約の申込み等に基づき、お客様の個人情報を取得し、お客様の個人情報を適切に管理し、お客様との間で旅行契約の申込み等に必要となる範囲において、当該個人情報を提供いたします。また、当社のグループ企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただきます。お客様が、当社の個人情報を取得し、お客様の個人情報を適切に管理し、お客様との間で旅行契約の申込み等に必要となる範囲において、当該個人情報を提供いたします。また、当社のグループ企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただきます。お客様が、当社の個人情報を取得し、お客様の個人情報を適切に管理し、お客様との間で旅行契約の申込み等に必要となる範囲において、当該個人情報を提供いたします。
- 募集型企画旅行契約の締結について**
この契約は、旅行業法第12条の4による取付条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書の一部になります。
- ※平成日: 2016年3月7日 関西本部04601630003
※写真について、本館に掲載されるすべての写真・イラストはイメージです。

〜〜お申し込み・お問い合わせは下記までご連絡ください〜〜

お申込方法
下記の近畿日本ツーリスト 関西国際交流センター
メールアドレスに以下の内容を添付して申してください。
申し込みメールアドレス
kiec@or.knt.co.jp

旅行企画・実施
近畿日本ツーリスト株式会社
関西国際交流センター
TEL: 06-6634-0690 FAX: 06-6634-0693
ホームページ/www.knt.co.jp/dantai/0239/
担当: 井上・丹那
〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル8F
観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員 旅行業公正取引
ポンド保証協会 旅行業公正取引協議会会員 協議会会員
営業時間: 月～金 9:30～18:00 (土・日・祝日休み)
休業日及び営業時間外の取消、変更のお申し出には対応が出来ませんので翌営業日の受付となります
総合旅行業務取扱管理者: 田川清広

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご連絡ください。旅行業務取扱管理者におたずね下さい。